

建設工事余裕期間制度の試行について

令和3年12月
安曇野市契約検査課

本制度の導入は品確法に基づく工事の平準化にも寄与し、受注者や発注者にとって
も円滑な施工時期を可能にすること、また余裕期間を設定することで建設資材や労働
者の確保等の準備も余裕をもって行えるなどから、令和4年1月1日より試行的に制
度を導入いたします。

【余裕期間制度の概要】

発注者は、工期の30%以下又は60日を超えない範囲の「余裕期間」を定め、本制度を活用す
る際に、入札公告等に明記をします。

なお、余裕期間を設定する工事で、余裕期間内の技術者等の配置は必要ありません。

また、余裕期間内の現場への資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行なうことはできま
せん。

市で導入する余裕期間制度の概要イメージは以下の図のとおりです。

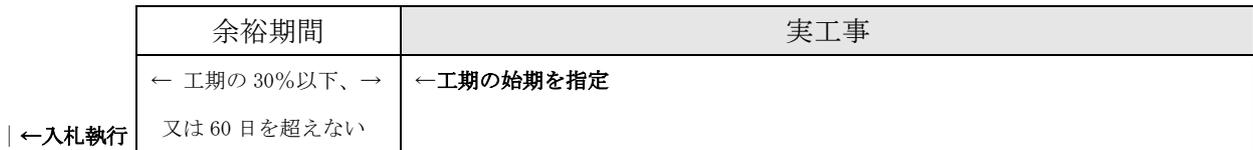
□通常の工事

設計図書等で明示した工事を実施するために要する工期の始期から工期の終期までの期
間を実工期とする。



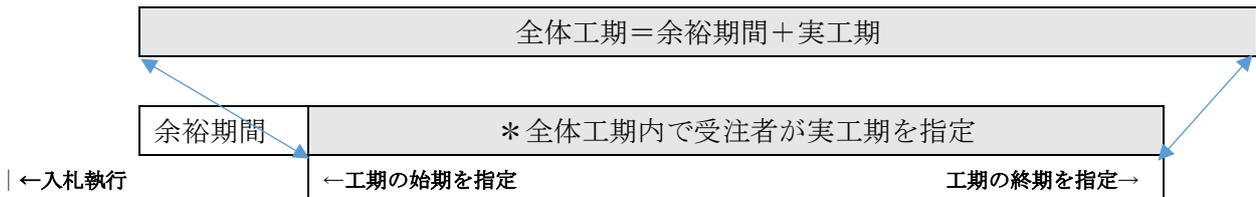
■発注者指定方式の場合

発注者が全体工期内で工期の始期を指定する方式



■フレックス方式の場合

発注者が設定した全体工期の内、受注者が工期の始期及び終期を指定する方式



【余裕期間制度の対象工事】

発注者は、余裕期間の設定により全体事業計画や予算執行に影響が生じない工事のうち、次に掲げる基準に適合する工事を総合的に判断し選定をします。

- ・工期の始期が特定されている工事。
- ・諸条件を考慮して繰越が生じない工事。
- ・用地が確保されている工事。

【余裕期間制度の手続きの流れ】

○入札公告

(発注者)

- ・設計図書等より実工期を確定し、余裕期間を設定後公告により明記
- ・特記仕様書等により必要事項を記載



○契約締結

(発注者・受注者)

- ・落札決定後5日以内で契約締結
- ・契約締結後に工事の始期等の変更が生じた場合、相互協議を行うこと

(受注者)

- ・契約保証関係書類の提出
※契約締結日から実工期の末日までの期間を対象保証期間とする
- ・工期報告書(別記様式)の提出
※フレックス方式による入札の場合のみ提出



○余裕期間

(受注者)

- ・工期の始期から起算して10日以内にコリنز(CORINS)へ登録
※主任技術者、監理技術者又は現場代理人(以下「技術者等」という)の従事期間は、実工期を登録
- ・工事工程表は契約締結の日から7日以内に提出
※工程期間は、実工期の期間を記載
- ・工期の始期の前日までに技術者等の届出を提出



○工期の始期

(受注者)

- ・前払金が必要な場合は、工事の始期より請求可能

【制度の要綱等について】

安曇野市余裕期間制度試行実施要綱(安曇野市告示第507号)に基づき制定